

障 福 第 4 7 4 号
令和3年9月9日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設の長
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
地域活動支援センターの長
福祉ホームの長
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設の長

} 様

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長

事故等発生時の報告について（通知）

本県の障害福祉行政については、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、令和元年5月30日付け障福第202号で通知したところですが、これまで利用者の障害種別、手帳等級及び障害支援区分について記載する欄がなく、事故状況の把握のため、別途確認していたところです。

については、事故状況の確認を円滑に行うため、事故報告書の様式について所要の変更をいたしましたのでお知らせします（利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことが厚生労働省令に規定されています。）。

事故が発生した場合の県への報告は、従来どおり下記により取り扱いますので、よろしく願います。

また、市町村及び利用者の家族等への連絡についても、遺漏のないようお願いいたします。

なお、当該報告は、事業者の事故に対する過失の有無を判断するものではありません。

記

1 報告を求める事故等

(1) サービス提供中の利用者の怪我又は死亡

- ・「サービス提供中」には、サービス送迎・通院等の間の事故を含む。
- ・対象となる怪我の程度は、医療機関で受診した場合を原則とする。
- ・事業者側の過失の有無を問わない。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事

利用者の処遇に関連するものに限る。

(3) 感染症若しくは食中毒の発生等又はそれが疑われる状況

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚生労働省社会・援護局長等通知）その他法令等に基づき、保健所等へ報告した場合を除く。

(4) 人権侵害等

事業所等で発生した人権侵害，虐待と考えられる事案をいう。

(5) 無断外出

警察への通報等による捜索を要する場合をいう。

(6) 災害

火災等により物的・人的被害が発生した場合（県機関へ報告が必要となる自然災害の場合を除く。）をいう。

(7) その他

事業所等の長が報告を必要と認めた場合をいう。

2 報告様式

別添 1 のとおりとする。

ただし、各事業者で定める事故報告等様式に別添 1 の記載事項がすべて含まれている場合は、当該様式による報告で差し支えない。

3 事故等発生時の報告フロー

別添 2 のとおりとする。

4 報告の方法

(1) 事故等の発生後，第一報として，直ちに電話により概要報告を行った後，別添 1 により F A X を送付するものとする。（県機関と電話連絡が取れない場合は，F A X を送信しておき，翌日早めに連絡するなどの対応を行うこと。）

なお，重大事故（死亡若しくは 1 か月以上の治療が必要な怪我）の場合，原則翌開庁日までに第一報の F A X 送付を行うものとする。（1 か月以上の加療が必要との判断がつかない場合は，医師等の判断が出された時点で速やかに報告するものとする。）

(2) 時間の経過に伴い状況が変化する事案については，電話・F A X により追加報告を行うものとする。

(3) 事故等の処理が終息した場合は，事案に応じて，損害賠償等の対応状況，再発防止策等を含む詳細報告を行うものとする。

5 報告を求める事業者

(1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項）

(2) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項）

(3) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項）

(4) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号）

(5) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 27 項）

(6) 福祉ホーム（障害者総合支援法第 5 条第 28 項）

(7) 指定障害児通所事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項）

(8) 指定障害児入所施設（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）

6 報告先

各事業所等の所在地を管轄する地域振興局又は支庁の地域保健福祉課及び市町村

7 本通知による報告の適用年月日

本通知の発出日とする。

令和元年5月30付け障福第202号通知は、本通知の適用日付けで廃止する。

ただし、既に報告済の場合は、本通知による再度の報告は要しない。

(参考)

○報告の根拠となる厚生労働省令に基づく基準

- 1 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）
- 2 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）
- 3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第174号）
- 4 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第175号）
- 5 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第176号）
- 6 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）
- 7 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）
- 8 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第28号）
- 9 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第15号）
- 10 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第16号）

(参考) 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日厚生労働省社会・援護局長等通知)

- ア 同一感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合